平成２１年（フ）第１４０号
兵庫県川西市加茂１丁目11番17　メゾン・ル・レーブ203号室、住民票上の住所大阪府池田市豊島北１丁目４番２―55号
破産者　渕上　義彦
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２１５号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番３―313号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市口谷西１丁目11番１―102号
破産者　笹原　佑浩
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２５４号
兵庫県伊丹市瑞穂町２丁目８番地の１
破産者　織金　國博
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２５５号
兵庫県伊丹市瑞穂町２丁目８番地の１
破産者　織金　愛子
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４５０号
兵庫県宝塚市逆瀬川１丁目11番１―814号、前住所兵庫県宝塚市仁川旭ガ丘８番21号
破産者　岸本　順子
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１１７７号
北九州市八幡西区日吉台２丁目12番５―405号
破産者　千成精工こと　津田　　治
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第４２９号
佐賀県佐賀市木原２丁目13番１号
破産者　早田　重信
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６７号
佐賀県佐賀市大財２丁目８番10号、申立時の住所佐賀県佐賀市大和町大字尼寺4016番地
破産者　永渕　賢治
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６９号
佐賀県佐賀市諸富町大字徳富2052番地14
破産者　樋山　浩二
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１３１８号
熊本市健軍３丁目11番３号、開始決定時の住所熊本市東野３丁目13番８号
破産者　坂井　紀雄
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３９８号
熊本市京塚本町60番11号
破産者　田中　由香
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７２５号
熊本市小山２丁目１番11号
破産者　野口　朝子
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２５６号
鹿児島県日置市伊集院町郡2018番地コーポアリマ201
破産者　松下　悦郎
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３９９号
釧路市文苑２丁目41番６号
破産者　原口　良一
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２６号
茨城県神栖市大野原４丁目３番１号　平成マンションⅧ―106号室、開始決定時の住所千葉県旭市二の6484番地　第２パレドールさくま２号室
破産者　中野渡健一
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１４４２号
宮城県亘理郡山元町坂元字舘下１番地
破産者　根田　孝二
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
宮城県大崎市鹿島台大迫字川前93番地
破産者　五十嵐一行
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２５７号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎上小路111番地６
破産者　阿部　祐子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
宮城県遠田郡美里町練牛字八号７番地１
破産者　佐々木雄治
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係